

# 公立大学法人下関市立大学学長の選考及び解任に関する規程

平成 21 年 3 月 27 日

規 程 第 1 9 号

改正 平成 24 年 11 月 7 日規程第 17 号

平成 29 年 3 月 27 日規程第 20 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 選考（第 2 条－第 1 1 条）
- 第 3 章 解任審査（第 1 2 条－第 1 5 条）
- 第 4 章 雑則（第 1 6 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学学長選考会議規程（以下「規程」という。）第 2 条に規定する下関市立大学（以下「本学」という。）の学長候補者の選考及び学長の解任に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 選考

（選考の時期）

第 2 条 公立大学法人下関市立大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号の一に該当する場合に学長候補者を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠けたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第 1 号に該当する場合は任期満了の 3 ヶ月前までに、同項第 2 号から第 4 号までに該当する場合は、当該事由が生じた日後速やかに行うものとする。

（選考の基準）

第 3 条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

（選考の方法）

第 4 条 選考会議は、学内の意向聴取手続きとして実施する投票（以下「意向投票」という。）において学長候補者候補（以下「候補者候補」という。）となった者の中から、その意向投票結果を参考にして審議し、学長候補者の選考を行う。

2 選考会議は、前項の選考にあたり、必要に応じて候補者候補の面接を行うことが

できる。

- 3 選考会議は、選考結果を理事長へ申し出るとともに、選考結果を学内に公表するものとする。

(意向聴取手続き)

第5条 前条第1項に定める学内の意向聴取手続きは、候補者候補の推薦、意向投票の順により行う。

- 2 前項に定める候補者候補の推薦ができる者は、本学の専任の教授、准教授、助教、助手及び講師（以下「専任教員」という。）とする。
- 3 第1項に定める意向投票ができる者（以下「意向投票権者」という。）は、専任教員及び専任事務職員とする。ただし、専任事務職員については、班長以上の職にある者に限るものとする。

(選考時期等の公示)

第6条 選考会議は、学長候補者の選考を開始するに当たり、前条に規定する候補者候補の推薦受付期間、意向投票に関する公示日、投票日及びその他学長選考に関する日程を決定し、候補者候補の推薦受付開始日の7日以前に公示（以下「選考時期等の公示」という。）しなければならない。

- 2 前項に定める公示は、意向投票権者に適切に伝達できる方法により行うものとする。

(意向投票管理委員会)

第7条 選考会議は、第5条に規定する意向聴取手続きに関する事務を管理させるため、意向投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設ける。

- 2 管理委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 候補者候補の推薦の受付に関する事項
- (2) 意向投票の管理に関する事項

- 3 管理委員会は、意向投票権者の中から、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。ただし、選考会議委員は委員となることができない。

- (1) 教授会から選出された者 3名
- (2) 事務局から選出された者 2名

- 4 前項に定める委員の任期は、意向投票の結果を選考会議に報告するまでとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員が候補者候補として推薦され、これを承諾した場合は、直ちに委員を辞任するものとする。
- 6 委員が欠員となった場合は、教授会又は事務局において、速やかに補充する者を選出しなければならない。
- 7 管理委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。
- 8 管理委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 9 管理委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(候補者候補の推薦)

第8条 専任教員は、2名以上の連名(以下「推薦者」という。)をもって、推薦受付期間に、管理委員会に対して候補者に推薦する者(以下「被推薦者」という。)を推薦することができる。ただし、推薦者は、第6条に規定する意向投票の公示日に、意向投票権者である者とし、休職、停職中の者を除く。

2 推薦者は、複数の候補者候補を推薦することができない。

3 選考会議委員は、推薦者となることができない。

4 被推薦者は、候補者候補となることを承諾した場合にのみ、候補者候補となるものとする。

5 管理委員会は、推薦、承諾の結果等候補者候補に関する事項について、次条に規定する意向投票の公示までに、選考会議に報告しなければならない。

(意向投票等に関する公示等)

第9条 管理委員会は、候補者候補の氏名、投票場所その他意向投票に関する事項について、投票日の14日前までに学内に公示しなければならない。

2 管理委員会は、前項に規定された公示期間中に、候補者候補の推薦書、履歴書及び所信表明書の縦覧を行わなければならない。

(意向投票)

第10条 意向投票ができる者は、投票日に意向投票権者である者とする。ただし、休職、停職中の者を除く。

2 意向投票は、単記無記名により行い、代理投票は認めないものとする。

3 第1項で定める意向投票をできる者が、やむを得ない事由により、投票日に自ら投票を行うことができない場合は、別に定めるところにより不在者投票を行うことができる。

(意向投票結果の報告)

第11条 管理委員会は、意向投票の結果として、意向投票権者数、投票総数並びに各候補者候補の所属、職名、氏名及び獲得投票数を選考会議に報告しなければならない。ただし、候補者候補が4名以上であるときは、意向投票の獲得投票数の上位3名を選考会議に報告するものとする。

### 第3章 解任審査

(解任理由等)

第12条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合には、理事長に対して学長解任を申し出ることができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 職務の遂行が適当でないため、本学の業務の実績が悪化した場合であって、学長として引き続き職務を行わせることが適切でないとき。

(4) その他学長として、不適格であると認められるとき。

(解任審査請求)

第13条 選考会議は、次の各号の一に該当する解任審査請求が行なわれた場合は、速やかに学長解任の審議を行うものとする。

(1) 経営審議会又は教育研究審議会のいずれかにおいて、学長の解任請求を議決し、解任すべき理由を付した書面をもって解任請求が行われたとき。

(2) 意向投票権者の過半数の連名により、解任すべき理由を付した書面をもって解任請求が行われたとき。

(3) 選考会議委員の3分の2以上の連名により、解任すべき理由を付した書面をもって解任請求が行われたとき。

(学長の意見表明)

第14条 選考会議は、前条の審議を行うに際し、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(解任の申し出)

第15条 選考会議は、第13条の審議の結果、第12条各号の一に該当する十分な理由があると認めた場合は、理事長に対し、理由を付して学長の解任を申し出るものとする。

#### 第4章 雑則

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、選考会議が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月7日規程第17号)

この規程は、平成24年11月7日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日規程第20号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。